

伐採・再造林連携等のガイドラインについて

森林所有者が再造林に踏み切れない主な3つの要因

<不安1>

今後山づくりをどうしていこうか？

→再造林への投資意欲の向上

<不安2>

誰にお願いすればいいのか？

→責任ある林業事業体の育成と連携

<不安3>

どのくらい費用がかかるのか？

→施業提案書など具体的な提案

→確実な再造林を進めるためには、森林所有者の不安を払拭できるような伐採再造林等の指針(ガイドライン)が必要

伐採・再造林連携等のガイドラインの検討

～おかやま次世代につなぐ少花粉の森～

(1) ガイドラインの目的

- 伐採・搬出を実行する上で、伐採跡地の植生回復の妨げにならないように、**林地保全などに配慮すべき項目を明確**にする。
- 森林を**伐採する前から伐採者と造林者が連携**することにより、少花粉苗木による伐採跡地の確実な更新（人工造林等）を図るとともに、一貫作業（伐採と植栽を連続して行うこと）などによる**再造林等の低コスト化を推進**する。

(2) ガイドラインの効果

これまでの伐採と再造林が分断された状況を、連携ガイドラインの取組により連続させ、主伐の促進と確実な更新が図られる。

- 【効果1】伐採前に伐採収入と再造林費用を明確化し、**再造林への不安の払拭**を図る。
- 【効果2】伐採と植栽を連続して行う一貫作業の導入などの**低コスト再造林により負担を軽減**する。
- 【効果3】主伐・再造林のほか、間伐等の施業でも路網整備、機械利用、原木等運搬の共同利用など、連携により**効率的な施業を推進**する。

(3) ガイドラインで定める主な内容

- ①ガイドラインに基づき、林業事業体の守るべき基準として**行動規範の作成**につなげる。
- ②伐採前に伐採者と造林者が役割分担を決め、連名で「**連携協定等**」の締結を促す。
- ③森林所有者へ伐採収支や保育まで含めた**再造林費用を提示**するなど、丁寧な説明をする。
- ④関係法令等を遵守する。

都道府県における伐採・再造林連携等のガイドラインの策定状況

出典：都道府県ホームページ公表分のみ

都道府県名	名 称	制定年月日	都道府県名	名 称	制定年月日
1 北海道			25 滋賀県	伐採作業と造林作業の連携等による伐採と再造林のガイドライン	平成31年3月
2 青森県			26 京都府		
3 岩手県	伐採・搬出・再造林ガイドライン	令和3年3月	27 大阪府		
4 宮城県			28 兵庫県		
5 秋田県			29 奈良県	奈良県伐採・更新作業のガイドライン	令和2年4月
6 山形県	山形県における皆伐・更新施業の手引き（伐採事業者と造林事業者の連携等による伐採と再造林のガイドライン）	平成30年3月	30 和歌山	伐採作業と造林作業の連携等に関するガイドライン	令和元年8月
7 福島県	伐採事業者と造林事業者の連携等による伐採と再造林のガイドライン	令和3年9月	31 鳥取県		
8 茨城県			32 島根県	伐採者と造林者の連携による伐採と再造林等のガイドライン	平成28年9月
9 栃木県	伐採作業と造林作業の連携等による伐採と再造林のガイドライン	平成30年7月	33 岡山県		
10 群馬県	皆伐・再造林ガイドライン	平成30年9月	34 広島県	伐採作業と造林作業の連携等による伐採と再造林のガイドライン	令和元年8月
11 埼玉県			35 山口県	やまぐち伐採と造林の連携手引き（伐採と造林の連携等に関するガイドライン）	平成31年3月
12 千葉県			36 徳島県		
13 東京都			37 香川県		
14 神奈川	神奈川県における伐採作業と造林作業の連携等に関するガイドライン	令和元年10月	38 愛媛県		
15 新潟県			39 高知県	伐採作業と造林作業の連携等に係るガイドライン	令和元年6月
16 富山県	伐採作業と造林作業の連携等に関するガイドライン	平成31年3月	40 福岡県		
17 石川県	伐採作業と造林作業の連携等に関するガイドライン	平成30年10月	41 佐賀県		
18 福井県	伐採作業と造林作業の連携等に関するガイドライン	令和元年5月	42 長崎県	伐採作業と造林作業の連携等による伐採と再造林のガイドライン	平成31年3月
19 山梨県			43 熊本県	熊本県における伐採作業と造林作業の連携等に関するガイドライン	平成31年2月
20 長野県			44 大分県	おおいた主伐・再造林ガイドライン	平成31年3月
21 岐阜県			45 宮崎県	宮崎県伐採、搬出及び再造林ガイドライン	平成30年11月
22 静岡県	伐採作業と造林作業の連携等に関する静岡県ガイドライン	令和元年6月	46 鹿児島	鹿児島県の「伐採・搬出・再造林ガイドライン」	平成28年3月
23 愛知県	循環型林業技術ガイドライン	平成31年4月	47 沖縄県	沖縄県における伐採・造林に関する行動規範	令和元年8月
24 三重県			合計		24県

伐採・再造林連携等のガイドライン指針(国)の構成



ガイドライン指針(国)

(1) 伐採・更新計画の作成

(2) 契約、許可・届出、制限の確認

森林の土地や立木の権利の確認、森林経営計画・伐採及び伐採後の造林の届出の確認
保安林等法令の制限、森林の土地の購入の際の届出、補助事業の履歴の確認

(3) 伐採に係る留意事項

伐採区域、作業実行上の配慮

(4) 造林に係る留意事項

更新方法、再造林に関する森林所有者への説明、伐採と造林の一貫作業の推進、苗木の確保

(5) 路網整備・土場整備

使用目的・期間に応じた開設、整備に当たっての留意事項

(6) 事業実施後の留意事項

枝条残材・廃棄物の処理、路網・土場

(7) 健全な事業活動

労働安全衛生、雇用改善・事業の合理化、作業請け負わせ、事業改善

伐採搬出ガイドライン(事業体)の参考事例

伐採搬出ガイドライン

2021年8月5日 改訂版



NPO法人ひむか維森の会
責任ある素材生産事業体認証委員会

責任ある素材生産業のための行動規範

前 文

素材生産業が社会において担う役割は今後ますます重要である。資源・環境問題は、地球に重くのしかかり、世界的な人口増加と経済発展に伴い深刻さを増している。その中で、木材は再生産可能で、利用による環境への負荷も少ない優れた資源であることから、これを社会に供給する林業の役割はこれまでも増して重要である。そして、林業はこの木材生産を、同じく重要性の高まる森林環境の保全と両立させるという、挑戦的な課題に迎える必要がある。林業の中でもとりわけ素材生産業は、森林の伐採を直接手がけるものであることから、木材生産と森林環境保全の両立という課題に、真摯に取り組み、その技術力によって社会に貢献しなければならない。

しかしながら、我が国の現状を顧みると、素材生産業がその社会的責任を全うし、一産業として確固たる地位を築いているとは言いがたい。我が国素材生産業は、技術、倫理、組織の各側面においてさらなる発展を遂げ、日々の事業実施において、法令を遵守することはもとより、社会の各方面からの要請を受けとめ、社会にとって最善の選択を追求しうる存在でなければならない。

これらの現状認識に基づき、素材生産業の発展に寄与すべく、われわれ素材生産を行う事業体が、社会に対し責任ある行動を取るために掲げるべき行動規範を、ここに定める。

行動規範

1. 森林所有者に対して

素材生産事業体は、森林所有者の林業経営を支援する。

- ①.1 素材生産事業体は、森林所有者からの立木購入、作業請負にあたり、林業経営の長期的な利益を図るため、森林所有者の経営判断を支援し、効果的、効率的な事業の実施に努める。
- ①.2 素材生産事業体は、森林所有者の所有林に立ち入り、伐採搬出作業を行うにあたり、林業経営の基盤である林地の保全に努める。

2. 木材産業に対して

素材生産事業体は、優れた技術力の発揮と森林資源保護への努力によって、木材産業の発展に寄与する。

- ②.1 素材生産事業体は、木材産業の発展を支えるべく、技術力の向上を怠らず、素材の供給に努める。
- ②.2 素材生産事業体は、木材産業の長期的な安定と発展の基盤となる森林資源の保護に努める。

3. 国民と地域社会に対して

素材生産事業体は、伐採搬出作業において森林環境の保全と地域住民の安全で快適な生活の確保に努める。

- ③.1 素材生産事業体は、森林が発揮する公益的機能の重要性をよく認識し、伐採搬出作業において国土の保全、河川水質の保全、森林生態系の保全、森林景観の保全に努める。
- ③.2 素材生産事業体は、伐採搬出作業によって地域住民の安全で快適な生活を妨げることがないよう最大限の注意を払う。

4. 従業員に対して

素材生産事業体は、従業員に対し、働きがいのある職場を提供する。

- ④.1 素材生産事業体は、伐採搬出作業において従業員の労働安全を最優先する。
- ④.2 素材生産事業体は、従業員の人格を尊重し、技術力向上を助け、雇用条件と労働環境の改善に努める。

2008年5月17日制定 NPO法人ひむか維森の会

NPO法人 ひむか維森の会 (宮崎県)
責任ある素材生産事業体認証委員会